

## 許可等に関する公聴会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法施行細則（昭和59年船橋市規則第77号。以下「細則」という。）第3条の9の規定に基づき、許可等に関する公開による意見の聴取の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公聴会開催の通知及び公告)

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第46条第1項及び法第48条第15項の規定による公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行う場合は、公聴会開催通知書（第1号様式）により、公聴会の期日の3日前までに、利害関係を有する者に通知するとともに、その旨を公告しなければならない。

(代理人の選任届)

第3条 利害関係を有する者は、代理人を選任する場合においては、あらかじめ代理人選任届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

(証人等の出席)

第4条 公聴会に出頭しようとする利害関係を有する者又は代理人（以下「利害関係人」という。）は、細則第3条の4の規定により証人又は自己に有利な参考人を出席させる場合は、あらかじめ証人等出席届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(公聴会の期日の延期)

第5条 利害関係人は、公聴会の期日にやむを得ない理由により出頭できないときは、公聴会の前日までに公聴会期日延期届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、その理由を正当と認めたときは、公聴会の期日を延期することができる。

3 市長は、災害その他やむを得ない理由により公聴会を行うことができないと認めたときは、公聴会の期日を延期することができる。

4 前2項の規定により公聴会の期日を変更したときは、公聴会期日変更通知書（第5号様式）により利害関係人に通知するとともに、その旨を公告しなければならない。

(公聴会の方法)

第6条 公聴会は、口頭により行う。

(調書の作成)

第7条 主宰者は、細則第3条の7第2項の規定に基づき、調書を作成し、保管するものとする。

2 前項の規定による調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 件名
- (2) 公聴会の年月日及び場所
- (3) 利害関係人の住所及び氏名
- (4) 公聴会に出席した利害関係人及び傍聴人の住所及び氏名
- (5) 陳述、発言及びその要旨
- (6) 証拠が提出されたときは、その要旨及び証拠の標目

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。